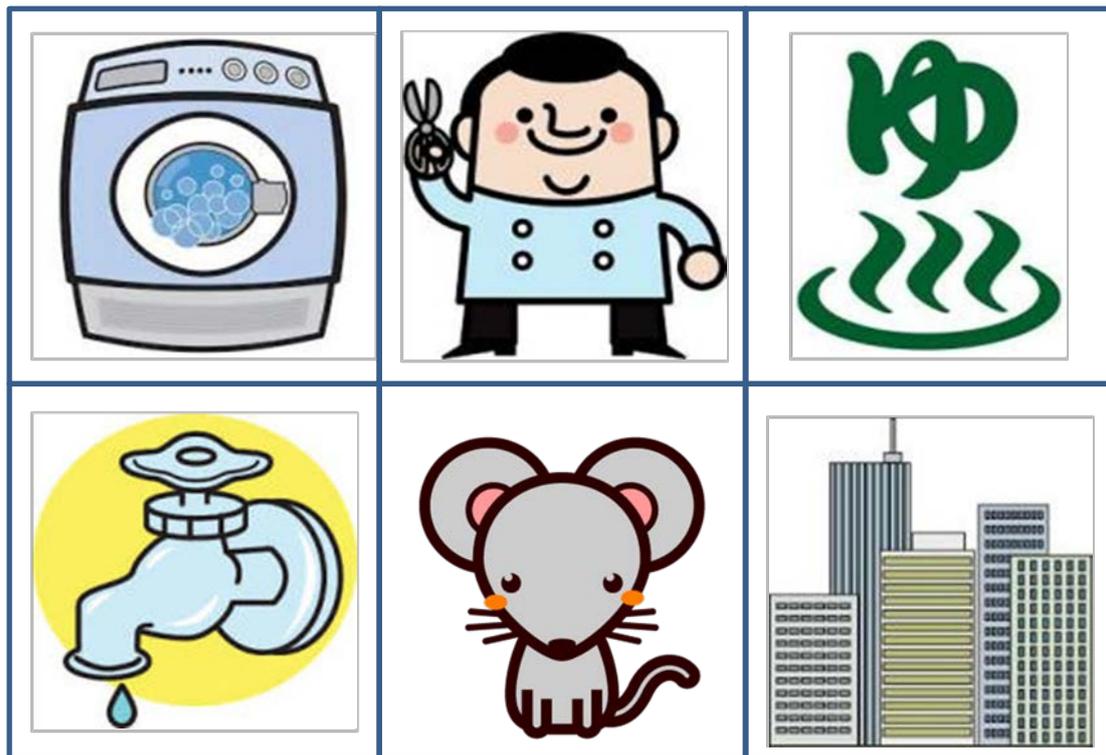


# 平成 31 年度 横浜市環境衛生業務実施計画



## 平成 31 年度の重点取組事項

- 1 ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて監視指導を強化します
- 2 蚊が媒介する感染症の対策を推進します
- 3 レジオネラ症防止対策を推進します

横浜市

# 目次

I はじめに .....	1
II 平成 31 年度の重点取組事項 .....	2
III 監視指導業務 .....	8
IV 感染症対策業務 .....	11
V 調査・啓発事業 .....	12
VI 環境衛生関係の相談対応等 .....	12
VII 自主衛生管理の推進 .....	16
VIII 業務の実施機関 .....	17

# I はじめに

---

横浜市は、約 370 万人が暮らす大都市であり、みなとみらい地区や中華街などの代表的な観光地を中心に、国内外から毎年大勢の人が訪れる観光都市でもあります。市内には、美容所・理容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生営業施設が約 13,000 件あり、また、衛生管理が必要な受水槽等の飲料水供給施設が約 14,000 件あります。保健所の環境衛生業務は、市民の皆様が安心して暮らせるよう、また、横浜市を訪れるお客様に快適に過ごしていただけるよう、環境衛生関連施設の衛生水準を確保し、健康被害を未然に防止する役割を担っています。

平成 31 年 9 月から開催されるラグビーワールドカップ 2019™ や、来年度に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは、横浜市の会場でも試合が行われ、国内外から多くの方が来場することが予想されます。旅館、興行場、特定建築物等、人が集まる施設への監視指導を強化するとともに、感染症予防対策を進め、衛生を確保します。

また、レジオネラ症や蚊媒介感染症（デング熱、ジカウイルス感染症など）について、市内・国内での患者の発生状況等を踏まえながら、患者発生時の感染症法（※）に基づく対応や、施設・設備の適切な維持管理の啓発及び指導を行い、感染症防止対策を推進していきます。

横浜市保健所では、これらの環境衛生に関する取り組みを、「平成 31 年度横浜市環境衛生業務実施計画」としてまとめました。この計画に基づいて、皆様の暮らしの安全と安心を支え、健康危害の発生防止を推進します。

（※）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

## Ⅱ 平成31年度の重点取組事項

### 1 ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた監視指導の強化

平成31年9月から開催されるラグビーワールドカップ2019™や、来年度に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックでは、横浜市の会場でも試合が行われ、関連イベント等も多く開催されることから、国内外から多くの人々が来場することが予想されます。イベント開催に伴い不特定多数の人々が利用することが想定される、旅館、興行場、特定建築物等の施設への立入検査等を実施します。

#### (1) 旅館、興行場、特定建築物等への監視指導の強化

競技会場をはじめ、宿泊施設や大型商業施設等、大会開催に伴い観光客が利用すると予想される施設について、開催前に、旅館業法、興行場法、建築物衛生法、水道法等に基づいた立入検査を実施し、適切な衛生管理が行われているか監視します。

#### (2) 蚊媒介感染症対策の強化

蚊媒介感染症（デング熱、ジカ熱等）の発生を防止するため、媒介する「ヒトスジシマカ」の発生源対策を行います。また、市内での蚊媒介感染症の発生を想定した実地訓練を行います。（p.3 蚊媒介感染症対策 参照）

実施時期：平成31年4月から平成32年3月まで

### ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた監視指導スケジュール

ラグビーワールドカップ2019™の開催期間前（平成31年4月から9月）に監視・啓発を実施し、大会開催時に各施設が適切な衛生管理を行えるよう指導を行います。また、大会終了後は、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた監視を実施します（平成31年11月から平成32年3月）。

平成31年

平成32年

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 監視期間1						大会期間	監視期間2 →				

- ・監視期間1：ラグビーワールドカップ2019™に向けた監視・指導
  - ・大会期間：ラグビーワールドカップ2019™の開催期間（平成31年9月20日～11月2日）
  - ・監視期間2：東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた監視・指導
- 監視期間1で不適事項があった施設の監視

# 2 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症(ジカ熱)、チクングニア熱、ウエストナイル熱、マラリア、日本脳炎など様々な種類があります。デング熱とジカウイルス感染症は、日本に広く生息する「ヒトスジシマカ」が媒介するとされ、国内での流行が危惧されています。

平成 31 年2月末時点で、デング熱やジカウイルス感染症の国内感染例は確認されていませんが、ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの本市開催も控え、国内外から多くの人々が来られるため、より一層蚊媒介感染症への注意が必要です。

保健所は、市民の皆様へ向けた蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発を行います。また、感染リスク把握のため、蚊のサーベイランス<sup>(※)</sup>事業(生息調査)、蚊媒介感染症発生時対応訓練を実施します。

(※) 蚊や感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

## (1) 蚊媒介感染症の予防に関する市民の皆様への周知・啓発

蚊媒介感染症の発生や感染拡大を防止するためには、蚊に刺されない対策と蚊を増やさない対策が必要です。市民の皆様が実施可能な蚊の防除対策について、周知・啓発を行っていきます。



啓発ポスター  
「蚊を増やさない・蚊に刺されない」

### 蚊に刺されない・蚊を増やさない対策を！

#### 蚊に刺されない対策～普段から気をつけること～

すべての蚊が感染症を媒介するわけではありませんが、普段から蚊に刺されないよう対策を行いましょ

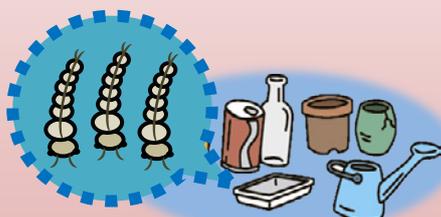
- 1 蚊の多い場所では肌の露出を避ける
- 2 虫よけ剤等を適切に使用する
- 3 蚊のいる場所は避ける
- 4 蚊を家に入れないようにする

#### 蚊を増やさない対策～身の周りにある発生源を減らしましょう～

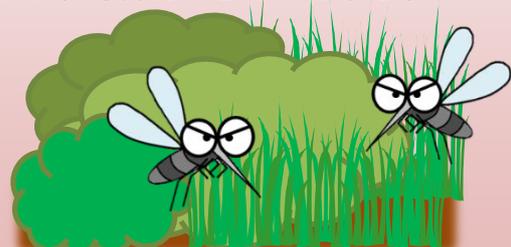
蚊の幼虫は小さな水たまりでも発生します。

定期的なたまった水を捨て、ゴミ等の清掃を心がけましょ

また、草木はせん定や草むしりをして、蚊のひそみ場所を減らましょ



屋外に水がたまる入れ物やゴミを置いたままにしない



せん定や草むしりをして風通しをよくする

## (2) 蚊のサーベイランス<sup>(※)</sup> 事業

蚊の生息状況の把握及び蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、蚊の生息数・蚊媒介感染症ウイルス（ Dengue、ジカ等）の保有について検査を行います。

調査場所：横浜市内の公園、港湾区域等  
25 か所（予定）

調査期間：平成 31 年 5 月から平成 31 年 10 月まで  
（予定）

(※) 蚊や感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること



ヒトスジシマカ

## (3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

市内で蚊媒介感染症が発生した場合の蚊の生息密度調査などの実地訓練を行います。

実施日程：平成 31 年 6 月頃（予定）

### 海外渡航時に気を付けること



蚊が媒介する感染症が世界的に多く報告されています。特に熱帯・亜熱帯地域ではマラリア、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症などに注意が必要です。

#### ★旅行前に渡航先で流行している感染症をチェック！！

厚生労働省検疫所 FORTH <https://www.forth.go.jp/index.html>



#### <帰国後の注意>

感染していても症状が出るまでに時間がかかる場合がありますので、発熱などの症状がなくても、帰国後概ね 2 週間は蚊に刺されないよう注意しましょう（国内の蚊に感染症の原因ウイルス等を保有させないため）。

もしも発熱などの症状が出たら、市販の解熱鎮痛剤などは服用せず、すぐに病院を受診しましょう。問診では、渡航先・滞在期間・現地での飲食状況・渡航先での活動内容・動物との接触の有無などを医師に伝えましょう。

表 1. 海外渡航中に感染した国内デング熱患者数

平成 26 年 <sup>※</sup>	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
179 (20)	292 (20)	340 (13)	245 (9)	201 (11)

( ) は、横浜市内の患者数

※ 国内感染者数は除いた数です。

# 3 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。人から人へ感染はしませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

横浜市では、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱（以下「レジオネラ対策要綱」）」により、レジオネラ症を防止するための対策が必要な設備について、管理方法などを定めています。また、レジオネラ症患者が発生した場合には、患者が利用した施設・設備を調査し、感染原因の究明や感染拡大防止のための指導等を行っています。

## レジオネラ症とは？

レジオネラ属菌を肺へ直接吸い込むことにより感染し、高熱や呼吸困難などの症状が現れる「肺炎型」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ポンティアック熱」に分けられる、感染症法で四類感染症に指定される感染症です。特に「肺炎型」は病状の進行が速く、治療が遅れると重症化し亡くなる場合もあります。

市内で発生したレジオネラ症患者の約8割が高齢者であり、高齢者や慢性疾患を持つ人など抵抗力の弱い人が発病・重症化しやすい傾向にあります。

表2. レジオネラ症患者発生届出件数（横浜市）

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
51	63	55	37	35

表3. 横浜市におけるレジオネラ症による死亡者数（厚生労働省人口動態調査より）

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (1~10月)
2	3	1	2	0

### ～主な集団感染事例（国内）～

- 平成14年7月 宮崎県の温泉施設で295人感染、7人死亡
- 平成23年9月 横浜市の温泉利用入浴施設で9人感染
- 平成26年6月 埼玉県の入浴施設で3人感染、1人死亡
- 平成29年2月 広島県の温泉施設で58人感染、1人死亡

## (1) 社会福祉施設等のレジオネラ症防止対策

レジオネラ症は高齢者や抵抗力が低下した人が感染しやすいため、高齢者が利用する社会福祉施設や病院等、市民が広く利用する公共施設についてはレジオネラ症防止対策が重要です。

これらの施設に「レジオネラ対策要綱」に基づき立ち入り、入浴設備や給湯設備等の適正な維持管理について指導します。

なお、レジオネラ対策要綱の対象となる設備を有する公衆浴場やホテル・旅館、特定建築物、プールについては環境衛生営業施設等の監視の一環として立入指導を行います。

実施時期：平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月まで

表 4. 平成 31 年度立入指導対象施設

対象施設	調査予定件数	取組内容
社会福祉施設 (特別養護老人ホーム等)	約 290 件	立入指導を行います。また、施設管理者を対象とした説明会においてレジオネラ症防止対策の啓発を行います。
公共施設 (公園・地域ケアプラザ等)	約 160 件	施設所管部局と連携し、立入指導を行います。
病院	約 70 件	医療法所管部署の立入検査に同行し、指導・啓発を行います。

## (2) 自主検査結果に基づく指導・啓発

「レジオネラ対策要綱」では、感染源となりうる設備について、定期的な水質検査を実施するよう定めています。

レジオネラ対策要綱の対象施設では、自主的に入浴設備等のレジオネラ属菌の検査を行った結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、区福祉保健センターへ報告することになっています。報告を受けた区福祉保健センターは、当該施設へ立ち入り、設備の清掃・消毒方法や維持管理方法の見直し等の指導を行います。

表 5. 自主検査結果指針値超過報告数

設備	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度*
浴場設備	15	6	9	3	5
給湯設備	1	2	1	3	3
冷却塔	16	20	10	21	28
機械浴槽	3	2	1	2	1
その他	2	1	1	1	4
合計	37	31	22	30	41

※平成 30 年度分は平成 31 年 2 月末現在の件数です。

## 機械浴槽とは??

入浴に介助を必要とする人の入浴に適した、簡易昇降機等の特別な措置が施された浴槽で、特殊浴槽とも呼ばれています。主に病院や高齢者入所施設等で利用されています。

通常の浴槽と比較して、構造が複雑で、清掃や水抜きが困難な箇所もあります。

維持管理については、機器取扱説明書等をよく確認し、販売メーカーのメンテナンス等を活用する必要があります。



ストレッチャー式の機械浴槽の一例

### (3) レジオネラ症患者発生届出に基づく調査

医療機関からレジオネラ症発生届を受理した場合は、区福祉保健センターの医師、保健師、衛生監視員等で調査チームを編成し、患者の行動履歴等を聞き取ります。患者の利用した入浴設備等が判明した場合は、設備の管理状況の調査やレジオネラ属菌の検査を実施し、感染原因の究明及び感染拡大を防ぐための指導を行います。

感染原因施設が特定された場合には、設備の清掃・消毒を指導し、再検査により改善確認を行います。

### (4) レジオネラ症に関する市民の皆様への周知・啓発

レジオネラ属菌は水や温水が循環・停滞する場所で増殖するため、ご家庭においても、追炊き機能付きの浴槽や家庭用の加湿器のような設備は、清掃や管理が不十分な場合、レジオネラ属菌の温床となる恐れがあります。そこで、市民の皆様に向けたレジオネラ症のパンフレットを配布し、自宅での感染予防について啓発を行います。また、ホームページにも掲載し、広く周知していきます。

## 家庭におけるレジオネラ症防止

### ● 追炊き機能付き風呂

お湯を張り替えずに何日も沸かし直して使用していると、浴槽壁や配管内にヌメリが生じ、レジオネラ属菌が繁殖する恐れがあります。浴槽の湯は毎日交換し、配管内も洗浄を行いましょう。



### ● 家庭用加湿器

タンクの水を超音波振動で空気中に噴霧させる、「超音波式加湿器」の利用が増えています。加熱して蒸気を発生させる加湿器と異なり、超音波式加湿器のような非加熱式加湿器は、タンク内でレジオネラ属菌が繁殖する可能性があります。タンクの水は毎日交換し、内部をきれいに洗浄しましょう。

# Ⅲ 監視指導業務

## 1 環境衛生営業施設の監視指導

環境衛生営業施設<sup>(※)</sup>の立入検査を行い、各施設における衛生の確保と自主衛生管理の推進を図ります。

**実施期間：**平成31年4月から平成32年3月まで（旅館・ホテル、興行場、公衆浴場・温泉、海水浴場・プールは年1回、その他の施設は実状に応じた回数を目安として実施します。）

**実施内容：**対象施設に立ち入り、施設の管理状況や衛生状態を確認します。不適事項があった場合は改善するよう指導を行うとともに、必要に応じて、改善状況を確認します。

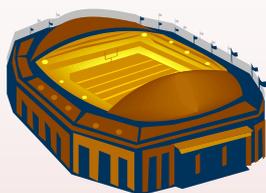
**対象施設：**環境衛生営業施設 約3,400件

### ※環境衛生営業施設とは？

市民の皆様の生活に密接な関係をもち、衛生管理徹底のため関係法令に基づく営業許可等を必要とする施設をいいます。各区福祉保健センターでは環境衛生営業施設の許可・確認を行うとともに、営業開始後の監視指導を実施し、施設の衛生を確保しています。



旅館・ホテル



興行場  
(競技場・映画館など)



公衆浴場・温泉



海水浴場・プール



理容所



美容所



クリーニング所



火葬場・墓地  
納骨堂



畜舎・化製場等

表6. 市内環境衛生営業施設数（平成31年2月末現在）

旅館・ホテル	興行場	公衆浴場・温泉	理容所	美容所
384件	88件	376件	1,731件	4,436件
クリーニング所	墓地・火葬場・納骨堂	海水浴場・プール	畜舎・化製場等	
1,781件	4,230件	156件	215件	

## 2 特定建築物・建築物登録業の監視指導

### (1) 特定建築物の監視指導

横浜市には多くの人々が利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどが数多くあり、これらの建物の多くは、建築物衛生法<sup>(※)</sup>に基づく特定建築物として、衛生的な環境を確保するための維持管理が義務付けられています。維持管理の内容は、施設の清掃、空気環境の管理、ねずみ・昆虫等の発生防止など多岐にわたります。

特定建築物の維持管理状況に関する立入検査等を行い、衛生的な環境が確保されているか監視指導を実施します。

**実施期間：**平成31年4月から平成32年3月まで

**実施内容：**対象施設から年間管理計画書等を提出してもらい、計画内容の確認・指導を行います。

また、施設の立入検査を実施し、維持管理状況の確認・指導を行います。

**対象施設：**特定建築物 約590件

(※)建築物における衛生的環境の確保に関する法律

### (2) 建築物登録業の監視指導

特定建築物のような大規模な建築物では、多くの場合、施設の清掃や空気環境測定、ねずみ・昆虫等の発生防止などの維持管理を専門の事業者へ委託しています。

委託を受ける事業者は、次の8業種について、建築物衛生法に定める基準を満たす場合、市長の登録を受けることができます（建築物登録業）。

- ・建築物清掃業
- ・建築物空気環境測定業
- ・建築物空気調和用ダクト清掃業
- ・建築物飲料水水質検査業
- ・建築物飲料水貯水槽清掃業
- ・建築物排水管清掃業
- ・建築物ねずみ昆虫等防除業
- ・建築物環境衛生総合管理業



これら建築物登録業の営業所に対し立入検査を行います。

**実施期間：**平成31年4月から平成32年3月まで

**実施内容：**対象施設の立入検査を行い、登録要件を満たし、建築物の維持管理を適切に行っているかについて、確認・指導します。

**対象施設：**建築物登録業の営業所 約230件

表7. 市内特定建築物・建築物登録業件数（平成31年2月末現在）

特定建築物	建築物登録業
1,427件	455件

### 3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

#### (1) 専用水道・簡易給水水道の衛生対策

専用水道とは、地下水や水道水を水源として大規模な建物に給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を水源とする水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。これらの施設は法令で定期的な水質検査の実施や衛生上の措置を講じることが設置者に対して義務づけられています。これらの管理を怠ると、設備から供給される水の水質が悪化し、健康被害につながる恐れがあります。そこで、各施設において設備の適切な維持管理が行われているか、施設に対して、監視指導等を実施します。

表8. 市内専用水道・簡易給水水道施設数（平成31年2月末現在）

専用水道	簡易給水水道
144件	11件

#### (2) 受水槽施設に対する指導

受水槽とは、飲料水を貯めておくタンクのことです。受水槽は法令で定期的な清掃、管理状況検査の受検等の維持管理が義務づけられており、管理を怠ると、貯めている飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあります。そこで、受水槽の設置者に対し、管理状況検査の適切な受検等を指導します。また、管理状況検査の結果不適項目があった施設に対しては是正を指導し、特にその不適項目が衛生上健康被害につながる恐れのある場合、その施設に対して立入指導を行います。

### 受水槽の種類と維持管理

受水槽は、その有効容量(槽の中に実際に入っている水の量)によって簡易専用水道と小規模受水槽水道という種類に分かれます。

小規模受水槽水道は、その設置形態等によって求められる維持管理が変わります。

表9. 受水槽の種類

種別	受水槽の有効容量 及び設置形態等 (設置件数：平成31年2月末現在)	必要な管理	
		受水槽の清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m <sup>3</sup> 超 (6,563件)	1年以内に 1回実施する こと	管理状況検査を 1年以内に1回受検すること
小規模受水槽水道	8m <sup>3</sup> 超 (967件)		自己点検を実施すること
	8m <sup>3</sup> 以下 (地下式：403件)		
	8m <sup>3</sup> 以下 (床上式・ピット式：6,142件)		

#### 管理状況検査

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。検査は、専門的な知識を持つ検査機関の検査員が行います。

#### 自己点検

受水槽の自己点検は、管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道の設置者等が自ら点検するものです。点検項目は、飲料水の汚染を防止するために、設置者等が日常点検の一環として実施できる項目について行います。

## 災害時給水協力貯水槽認定制度

横浜市では大地震等災害発生時の応急給水源として活用できる管理が優良な貯水槽を「災害時給水協力貯水槽」として認定する事業を行っています。

平常時の管理を適切に行うとともに、災害時にも安心して利用できる対策を進めていただき、是非、お申し出をいただきますようお願いいたします。



災害時給水協力貯水槽認定プレート

### 4 家庭用品の試買検査（健康福祉局生活衛生課）

家庭用品規制法<sup>(※)</sup>では、防虫加工剤、防菌防かび剤及び染料等に使用される有害物質（ホルムアルデヒド、有機水銀化合物、アゾ化合物等）について、製品への含有量等を規制しています。

基準を超える有害物質を含有する家庭用品が販売されていないか確認するため、家庭用品販売施設に立ち入り、繊維製品（ベビー服、下着等）や家庭用化学製品（住宅用洗剤、エアゾル製品等）の試買及び検査を実施します。

基準に違反していた場合は、製造・小売業者等へ回収や販売中止等の指導を行います。

実施期間：平成31年6月から平成31年12月まで

対象施設：市内の家庭用品販売施設 約5件

(※)有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

### 家庭用品とは？



衣類や洗剤など私達が日常生活で使用している様々な生活用品をいいます。

そのうち、衣類や寝具などの繊維製品、接着剤、洗剤、塗料などは、家庭用品規制法により、有害物質の含有量、溶出量又は発散量について規制を受けています。

ただし、医薬品、化粧品、おもちゃ、食器、食品など、他の法律により、安全対策がとられているものは家庭用品規制法の対象外です。

## IV 感染症対策業務

### 1 蚊媒介感染症対策

### 2 レジオネラ症防止対策

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

詳細は、「Ⅱ 平成31年度の重点取組事項」の「2 蚊媒介感染症対策」(p.3)及び「3 レジオネラ症防止対策」(p.5)をご覧ください。

# V 調査・啓発事業

## 1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼により、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉及び温泉利用施設について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況などの調査を行います。

実施期間：平成 31 年 8 月から平成 32 年 3 月まで

対象施設：温泉法に基づく許可を受けている源泉（69 件）  
及び温泉利用施設（64 件）（平成 31 年 2 月末現在）

## 2 海水浴場の水質等実態調査

神奈川県からの「水浴に供される公共用水域の水質等の実態調査」の依頼により、金沢区の「海の公園海水浴場」の水質調査を実施します。

実施期間：平成 31 年 5 月及び 7 月

対象施設：海の公園海水浴場

# VI 環境衛生関係の相談対応等

## 1 生活環境に関する相談

区の福祉保健センターには、環境衛生関係施設の衛生に関する相談のほか、ねずみ・昆虫等の駆除に関する事など、身の回りの生活環境に関する相談も多く寄せられます。市民の皆様から寄せられる昆虫に関する相談では、ハチの巣の駆除に関する事が一番多く、平成 30 年度は **5,655 件**（平成 31 年 2 月末現在）にのぼりました。その他、ねずみ、トコジラミ等についても相談を受け付けています。

表 10. ねずみ・昆虫等相談受付件数（平成 31 年 2 月末現在）

	ハチ	ねずみ	トコジラミ	蚊
平成 30 年度	5,655	1,365	255	72

## スズメバチの巣について



だんだんと大きくなっていきます！



スズメバチの初期巣  
(4月～5月頃)

直径約7cm

とっくりのような形

女王バチ1匹で産卵・巣作り  
をしている。

※ハチに刺された場合、すぐにその場から離れ、傷口を流水で洗うか、ぬれ手ぬぐいをあてます。傷口は氷や湿布などで冷やしましょう。  
症状が改善しない場合は、医療機関で診察を受けるようにしてください。

スズメバチの巣  
(9月～10月頃)

直径約20～30cm

ボールのような形

働きバチも多くおり、刺激すると危険な状態。

Q. 横浜市にハチの巣の駆除をしてもらえますか？

A. ハチの巣の駆除は行っていません。ハチの種類に応じた対処法や、ご自身で駆除を行う場合の適切な方法についてご案内しています。また、駆除機材等の貸出も行っていきます。

## トコジラミやねずみはどんな被害を起こすの？

- ・トコジラミは主に夜間活動し、寝ている人の手足などを刺し吸血します。
- ・ねずみは、サルモネラ属菌やレプトスピラ属菌などの病原体を媒介したり、家具や電気コード等をかじったりといった被害を起こします。
- ・駆除方法等でお困りの際は、お住まいの区の福祉保健センター生活衛生課へご相談ください。



トコジラミ (成虫)



ドブネズミ

写真提供：(一財)日本環境衛生センター

## トコジラミの対策

トコジラミは、昼間は狭いすき間にひそみ、夜になり暗くなると出てきて吸血します。潜み場所の周辺に褐色の糞(血糞)をします。



血糞の跡

### 持ち込まない!

- ・海外旅行の荷物や、中古の家具・本などに付いて部屋に持ち込まれないよう、注意しましょう。

### 増やさない! ~見つけたら徹底的な駆除を! ~

- ・ひそみ場所を中心に掃除を徹底しましょう。
- ・殺虫剤は用法・用量を守って使用し、効果を観察しましょう。  
※くん煙剤はかえってトコジラミを拡散させるおそれがあり、おすすめできません。
- ・自主駆除が難しい場合は、早めに専門業者への依頼を検討しましょう。

## ねずみの対策

ねずみは、1円玉くらいのすき間があれば家に侵入することができます。通気口、配線・配管周り、エアコンの引込口など、侵入経路になりそうな場所の穴をふさぎましょう。

### ねずみの住みにくい環境を作りましょう!

#### ●エサになりそうなものを片付けましょう!

- ・生ごみはふた付きのごみ箱に入れましょう。
- ・ペットのエサを出しっ放しにするのはやめましょう。



カップ麺容器のかじり跡

#### ●巣になりそうなものを片付けましょう!

- ・新聞、段ボール、ビニール袋など巣の材料になりそうなものを片付けましょう。
- ・整理整頓し、かくれ場所を減らしましょう。

## 2 住まいの衛生に関する相談

近年、住宅の高気密化に伴う換気量の低下や化学物質を放散する建材・内装材の使用により、新築・改築・内装のリフォーム後などに、化学物質による室内空気汚染が起こり、居住者に様々な体調不良が生じていることが指摘されています。

「シックハウス症候群」は、新築やリフォーム後の住居等に入居した人に、喉の痛みや吐き気、めまい、頭痛等の健康影響が生じることをいい、建築材料から発生するホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物が原因の一つと考えられています。

区福祉保健センターではシックハウス症候群をはじめ、ダニやカビ、結露など住まいに関する相談を受け付け、快適な住まい方について助言しています。

また、ホルムアルデヒドの簡易測定用吸引ポンプの貸出しを行っています（※測定に必要な検知管の購入は自己負担となります）。

## 3 災害時の生活用水衛生対策

横浜市では、災害発生時に上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸の水を地域の方々の生活用水（飲用以外）として活用できるよう、「災害応急用井戸」を指定しています。

## 4 水害時の衛生対策

水害時には衛生対策として、家屋等が浸水した場合の消毒方法等についての助言を行います。

### 災害応急用井戸とは？

市民の皆様が所有（管理）する井戸を、お申し出により災害応急用井戸として指定させていただき、災害時に地域の方々へ井戸水を提供していただくものです。

指定した災害応急用井戸については、定期的な簡易水質検査を実施し、生活用水としての水の清浄度を確認しています。横浜市では、2,466件（平成30年3月末現在）の井戸が災害応急用井戸に指定されています。

指定されている井戸の所在地は、各区福祉保健センター生活衛生課で確認できるほか、わいわい防災マップでも確認できます。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp> / 横浜市行政情報提供システム HP)



災害応急用井戸設置者の家には左のプレートを掲示していただいています。

## VII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設において、店舗の良好な衛生状態を保持するためには、設備の基準や衛生的な取扱いを遵守することが重要です。さらに、利用者の方に信頼され、選択されるサービスを提供するためには、営業者自らが店舗の衛生向上に取り組む意識を高める必要があります。

そこで、営業者が利用者の立場で更なる衛生向上を図るため、営業者による自主衛生点検（衛生的取扱いのチェック）や自主衛生検査（理容所・美容所のはさみなどの消毒状況のチェック）を支援します。

また、横浜市生活衛生協議会（※）やその他環境衛生関係団体が実施する衛生講習会等の事業についても支援していきます。

### ※ 横浜市生活衛生協議会とは

行政との連携のもと、会員の自主的努力により、施設の衛生管理の推進と業界の発展を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与する目的で設立されました。

会員は、環境衛生営業施設である理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業の5業種で組織されています。

### 1 横浜市生活衛生協議会への支援

横浜市生活衛生協議会会員が実施している自主衛生管理事業について、器具の消毒状況の検査等の自主衛生検査実施について助言を行います。

また、横浜市生活衛生協議会は、横浜市の訪問理美容サービス事業を受託しています。

訪問理美容サービスを行うにあたり、横浜市生活衛生協議会では会員に衛生管理等の講習会を開催していることから、本市ではこれに協力し、安全かつ衛生面を損なわない訪問理美容業務ができるよう、指導助言を行います。

### 2 優良施設等の表彰

#### 横浜市保健所長表彰

環境衛生関係営業者の自主衛生管理意欲を高め、衛生管理水準の一層の向上を図ることを目的として、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった施設を表彰します。

（平成 29 年度は、市内の旅館・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所の店舗計 8,639 施設のうち、特に衛生管理が良好な店舗 36 施設の表彰を行いました。）

## Ⅷ 業務の実施機関

### 区福祉保健センター 生活衛生課 環境衛生係\*（保健所支所）

環境衛生営業施設等に関する許認可や立入検査による衛生状態の確認、必要に応じた改善指導を行います。また、レジオネラ症防止対策として、社会福祉施設や公共施設に対する立入調査や適切な維持管理の啓発・指導を行っています。

その他、住まいの衛生に関する相談、ハチやねずみ、ゴキブリ等の衛生害虫に関する相談や、ペットの適正飼育に関する相談に対応しています。

（※ 栄区・泉区・瀬谷区は生活衛生係、青葉区は環境衛生担当）

### 健康福祉局 健康安全部 生活衛生課（保健所）

環境衛生に関する事業及び職員の研修等の企画立案及び実施に関することや、福祉保健センター、衛生研究所等との調整、国や他の自治体等との連絡調整、事業実施に関する予算調整等の業務を行います。

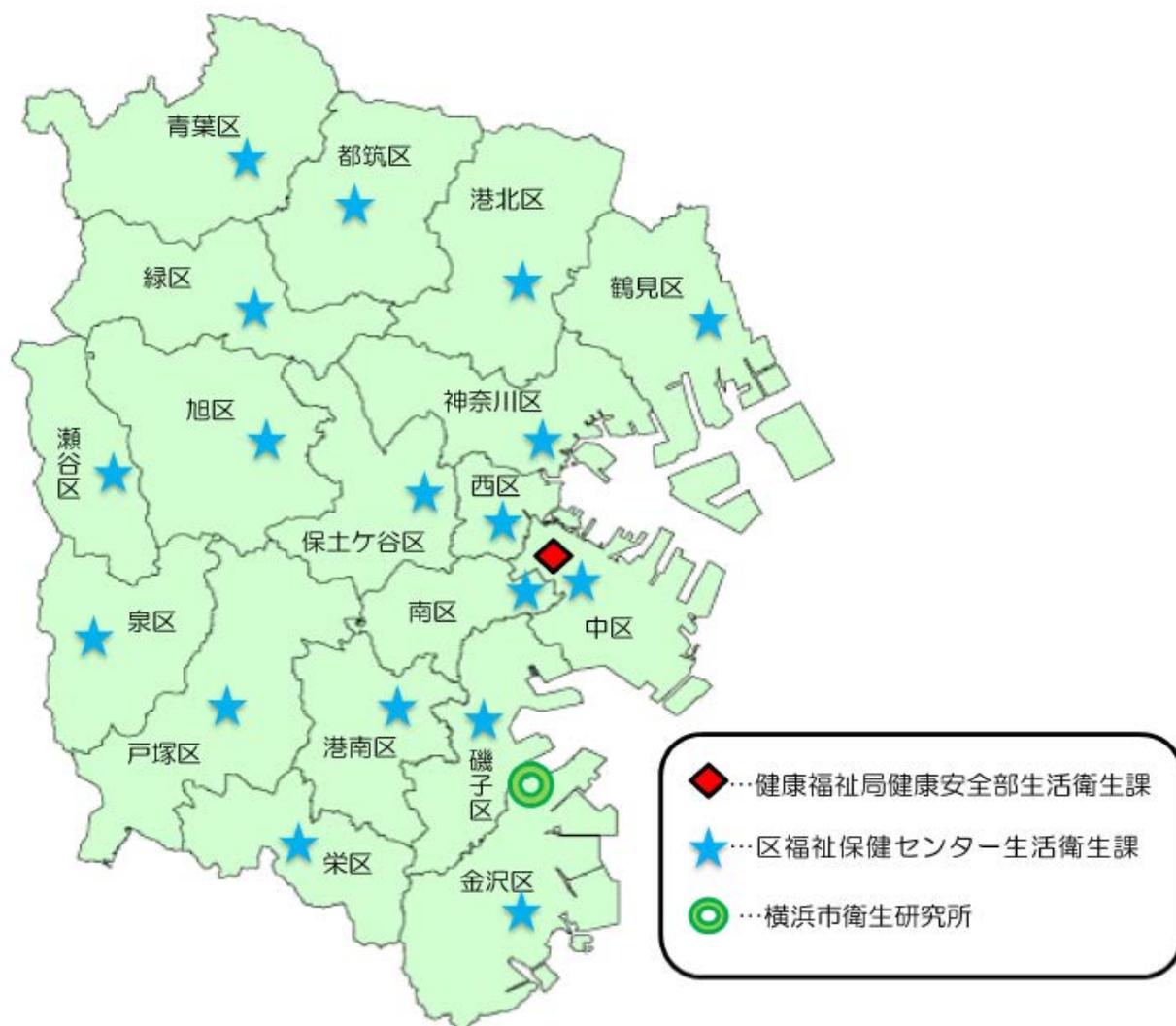
また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査等を行います。その他、環境衛生関係に関するホームページの管理など、市民や事業者等への環境衛生に関する知識の普及啓発、市民ニーズの集約等を行います。

### 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、保健所及び区福祉保健センターからの依頼を受け、市内の水浴場等環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明のための検査、家庭用品の検査、衛生害虫の同定検査等を行うとともに、保健所及び区福祉保健センターの技術的な支援、最新情報の提供等を担います。

各区福祉保健センター 生活衛生課環境衛生係（担当） 一覧

福祉保健センター	住所	電話番号	FAX 番号
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号	(510)1845	(510)1718
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町 3 番地の 8	(411)7143	(411)7039
西	〒220-0051 西区中央一丁目 5 番 10 号	(320)8444	(320)2907
中	〒231-0021 中区日本大通 35 番地	(224)8339	(681)9323
南	〒232-0024 南区浦舟町 2 丁目 3 3 番地	(341)1192	(341)1189
港南	〒233-0003 港南区港南四丁目 2 番 10 号	(847)8445	(846)5981
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9	(334)6363	(333)6309
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12	(954)6168	(952)1504
磯子	〒235-0016 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号	(750)2452	(750)2548
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号	(788)7873	(784)4600
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町 26 番地の 1	(540)2373	(540)2342
緑	〒226-0013 緑区寺山町 118 番地	(930)2368	(930)2367
青葉	〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31 番地の 4	(978)2465	(978)2423
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号	(948)2358	(948)2388
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町 16 番地の 17	(866)8476	(866)2513
栄	〒247-0005 栄区桂町 303 番地の 19	(894)6967	(895)1759
泉	〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号	(800)2452	(800)2516
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 190 番地	(367)5752	(367)2843







平成 31 年度 横浜市環境衛生業務実施計画

---

編集・発行

横浜市健康福祉局生活衛生課

発行年月

平成 31 年 3 月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

---